

(小規模事業者経営改善資金
融資制度)

マル経融資



笠岡商工会議所の広報担当
“カブミ”ちゃん

マル経融資（小規模事業者経営改善資金）とは、

小規模事業者の方を対象とした「無担保・無保証・低利」の融資制度です。商工会議所の推薦を受けることにより、日本政策金融公庫が、運転資金や設備資金をご融資いたします。

融資限度が1,500万円から2,000万円に拡大されると共に、笠岡市の利子補給制度が創設され、支払った利子の2分の1の補給金(36回まで)を受けることが可能となりました。

この機会にぜひご活用ください！

①ご融資	2,000万円以内 ※融資限度拡大
②返済期間	運転資金 7年以内 （うち据置期間1年以内） 設備資金 10年以内 （うち据置期間2年以内）
③利率	年 1.16% （平成29年4月3日現在） ↓ 年 0.58% （実質金利） ※笠岡市の利子補給制度により、36回まで1/2補助
④マル経をご利用 いただける方	<ul style="list-style-type: none">・常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業の場合5人以下）であること。・原則として6ヶ月以上、商工会議所の経営指導を受けていること。・最近1年以上、同一商工会議所等の地区内で事業を営んでいること。・所得税、法人税、事業税又は都道府県民税や市町村民税（均等割を含む）をすべて完納していること。・商工業者であり、かつ日本政策金融公庫 国民生活事業の非対象業種等でないこと。 ※審査によりご希望に添えない場合もございます。

【お申込み・お問合せ先】 まずはお気軽にお問合せください！

笠岡商工会議所（指導課） TEL 0865-63-1151

笠岡市役所（商工観光課） TEL 0865-69-2147